

（基準の特例）

第 23 条の 2 この節の規定は、この節に掲げる器具について、消防長又は消防署長が、当該器具の取扱い及び周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めたとき又は予想しない特殊の器具を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めたときにおいては、適用しない。

【解釈及び運用】

本条は、火を使用する器具及びその使用に際し火災の発生のおそれのある器具の取扱いについて、消防長又は消防署長が火災予防上支障のないと認めるものについては、条例の技術基準によらないことができる特定措置を規定したものである。

これは、これらの器具等の技術開発が目覚ましく、特殊な構造又は使用方法等によるものや、条例の規制によらなくとも防火安全性が高いものが出てくることも予想されるため、弾力的な運用ができるようにしているものである。

なお、特例の範囲等については、建築物等又は可燃性の物品からの離隔距離に関するもの、器具等の材質に関するもの、設置場所に関するものなどがある。